

「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン(中間案)」にかかるパブリックコメントでいただいた主なご意見と県の考え方

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。 ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
 ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
 ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
 ⑤その他(①～④に該当しないもの)

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれがある表現が含まれている場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

※ 「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」中間案冊子におけるページです。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第1章基本的な考え方	1	策定の経緯	・三重県は人権施策の推進に取り組めていないのではないか。パブリックコメントでの県民の声にこたえていないのではないか。	⑤	県では、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」に基づき人権施策の推進に取り組んでいます。具体的な取組を進めるために、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定を進めているところです。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	第1章基本的な考え方	2	策定方針	・「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」では、人権を取り巻く状況の変化をふまえていないのではないか。正規職員と非正規職員の待遇に差があるという問題をふまえていないのではないか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	第1章基本的な考え方	2	策定方針	・三重県は、「協創」の視点で人権施策を進めていないのではないか。「さまざまな主体と連携・協働しながら」と言いながら、県が想定した都合のよい主体とのみ連携し、新規参入をする余地がないのではないか。	③	県では、さまざまな主体を、県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、行政ととらえています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	第1章基本的な考え方	2	策定方針	・伊勢志摩サミットは「多様性への寛容」といった価値を再認識する機会とはならなかったのではないかと。サミットの誘致により、運送業などの職業運転手の不満が蓄積したのではないかと。運転が上手であろうと下手であろうと、寛容な精神でいられる状況を、三重県が奪ってしまったのではないかと。	⑤	県では、伊勢志摩サミットを「本県の先人たちが時代を超えて育ててきた『多様性への寛容』といった価値を再認識する機会となった」と総括しています。
5	第1章基本的な考え方	2	策定方針	・「ダイバーシティみえ推進方針」は失敗に終わったのではないかと。	⑤	県では、2017(平成29)年に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」を策定し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望をもって、日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」の実現に向けた取組を進めているところです。
6	第1章基本的な考え方	2	策定方針	・人権のプランにまで持続的な発展を入れるべきでないのではないかと。持続的な発展に寄与しないと判断されてしまう弱者への人権侵害につながってしまうのではないかと。持続的な発展へと寄与するかどうかを問わず、人は誰しにも人権があるのではないかと。	⑤	本プランは、県の人権施策に係る行動計画をお示しするものです。「第四次行動プランの策定方針」の第4段落目の記載を、「また、人権が尊重される社会を実現するためには、行政だけでなく、企業、NPO、個人などのさまざまな主体と連携し、『誰一人取り残さない』というSDGsの理念を踏まえ、多様で、包容力のある持続可能な社会を実現することが必要です。」と修正します。
7	第1章基本的な考え方	2	策定方針	・三重県は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を、「ふまえる」と掲げるだけで、実際にはふまえていないのではないかと。予算のつきにくい項目については、弱者が取り残されているのではないかと。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
8	第1章基本的な考え方	2	策定方針	・三重県は、多様性を認め合っていないし、社会の包容力を生かそうとしていないのではないかと。「認め合い」ではなく、女性の人権を「認めさせ」ているのではないかと。	③	いただいたご意見を参考に、人々の多様性を認め合いつつ、社会の包容力を生かし、県民の皆さんとともに、人権が尊重される共生社会を協創する施策を推進していきます。
9	第1章基本的な考え方	3	策定方針(1)	・三重県では、「居場所」や「つながり」をつくる活動は、利益優先で、人権施策と呼べるものではないのではないかと。	⑤	県では、県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体、市町、県等のさまざまな主体による「居場所」や「つながり」をつくる活動を人権施策「人権が尊重されるまちづくり」への取組として整理しています。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	第1章基本的な考え方	3	策定方針(1)	・三重県では、誰もが個人として尊重され、社会参画ができるダイバーシティ社会をつくる取組によって、女性を尊重するために、男性が苦しい思いをしているのではないか。「誰もが尊重される社会」となっていないのではないか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
11	第1章基本的な考え方 人権施策201 人権啓発の推進	3 13	策定方針(2) 現状と課題	・三重県は、人権意識の高揚のための施策について、広く周知を行っていないのではないか。事業の開催について、決まった時点で周知をするだけでなく、開催直前にSNSで再度周知するなど、参加率を上げるための取り組みを行うべきである。内容についても、関心を持ってもらえるような工夫がなされていないのではないか。 ・さまざまな実施主体と連携し、とあるが、現状としては女子サッカーに偏っているのではないか。男子サッカーで見かけたことはない。また、女子サッカーのブースでは、県職員がビラやティッシュ、風船などを配布するだけに留まり、当事者団体に対してブースへの出席を求めているのではないか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
12	第1章基本的な考え方	3	策定方針(4)	・三重県は、「公平な機会と自立した生活が保障される社会環境の整備」を進めたことはないのではないか。誰もが参画・活躍できるといながら、パワハラ被害者の参画・活躍を拒んでいるのではないか。	⑤	「公平な機会と自立した生活が保障される社会の実現」は、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」の基本理念の一つです。県では、今後もこうした社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。
13	第1章基本的な考え方	5	基本的な視点(1)	・三重県は、「当事者の置かれている状況に留意」したことはないのではないか。パワハラに対して、「なぜその当時に言わなかったのか」等、被害者のせいにしていないのではないか。また、「差別や人権侵害を受ける当事者の思いや意見、状況を把握」することはないし、「当事者の立場に立つ」こともないのではないか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
14	第1章基本的な考え方	5	基本的な視点(1)	人権課題が重複しない場合にこそ、三重県においては、問題が複合化しているのではないか。女性でなく、子どもでなく、高齢でもない成人男性が犯罪を犯すという事例が発生している。人権課題がないから後回しでいいと判断するのはよくないのではないか。人権課題への再検討を行ってほしい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
15	第1章基本的な考え方	5	基本的な視点(1)	・三重県人権施策審議会は、「よりの確な人権施策の推進」につながっていないのではないか。	③	三重県人権施策審議会は、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権施策基本方針、その他人権施策について調査審議するために設置しているものです。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
16	第1章基本的な考え方	5	基本的な視点(3)	・三重県は、「個人の個性や能力を発揮することを期待」していないのではないか。腰痛持ちであろうと、非高齢者であればひとくりに無償の肉体労働を期待される現状がある。また、住民組織は、「各々の特徴や個性を認め合いながら…」など期待されていないのではないか。自治会の高齢化に伴って、非高齢者は特徴や個性などを尊重されず、当事者の意見も聞かず、若者でもないのに近所の若者扱いされる。	③	「(3)適切な公的支援」は、県民一人ひとりや住民組織などのさまざまな主体に期待される役割について記載しています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
17	第1章基本的な考え方	6	基本的な視点(3)	・三重県は、NPOや団体等は人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となっていないのではないか。仕事と育児を両方こなすという、東京のNPOの価値観を押し付けを行っていて、未婚の成人男女や性的マイノリティーに対する配慮ができていないのではないか。	③	人権施策を推進していくには、さまざまな主体との連携・協力・協働(パートナーシップ)で共に取組を協創していくことが大切だと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
18	第1章基本的な考え方	6	基本的な視点(3)	・正規採用と非正規採用の待遇の差があり、差別を行っているともいえる三重県が公正な雇用を謳うのはおかしいのではないか。障がい者雇用率も達成していないのではないか。人権研修においても、企業に対して働きかけを行う前に、もっと県でたくさん行うべきである。	⑤	県においても、公正な雇用や誰もが安心して働ける労働環境の整備を進めているところです。
19	第1章基本的な考え方	6	基本的な視点(3)	・三重県は、「人権救済」を行っていないのではないか。「担当課で共有する」と言うだけである。	⑤	県では、「人権救済の取組」という施策に基づいて取り組んでいます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
20	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	7	データに見る現状	・三重県は、「性別、出身地、障がいの有無などによる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会」の実現がめざされたことはないのではないか。女性を優遇し、障がい者雇用率でさえ未達成ではないか。	③	県では、人権施策を推進することで、「性別、出身地、障がいの有無などによる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会」の実現をめざしています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
21	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	8	国内外の状況	・「SDGsは普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組んでいます。」では三重県が国であるかのような表記となる。「取り組まれています」が正しい表記である。また、「国ではさまざまな改革が進めています」も「進められています」とするのが正しい表記である。	①	ご指摘をふまえ、8ページの国内外の状況にある該当箇所を修正します。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
22	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	8	現状と課題	・ダイバーシティみえ推進方針については、県民啓発と職員研修を並行して行うべきではないか。	②	県ではダイバーシティみえ推進方針について県民向け講座等で啓発を行うとともに、職員研修で周知を図っており、今後も引き続き取組を進めていきます。
23	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	8	現状と課題	・気運醸成とあるが、機運醸成に統一してはどうか。	①	ご指摘をふまえ、「機運醸成」と修正します。
24	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	8	現状と課題	・三重県は、施設整備やユニバーサルデザインの普及・啓発に関する取組が弱いのではないかと。いかなるTPOにおいても、障がい者やヘルプマークを持った人々を助けることができるよう、きちんとした靴を履くべきではないか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
25	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	9	現状と課題	・社会的に弱い立場に置かれた人々が地域で暮らし続けるのが困難であるのは、行政のせいではないか。生活保護の不支給や、生活保護には至らないぐらゐの生活困窮者への支援の不足、スーツ代の不支給など、社会的に弱い立場の人びとへの支援が不足しているのではないかと。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
26	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	9	取組方向1	・三重県は、「住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動するための取組の推進」を行っていないのではないかと。未婚者や不妊治療中の既婚者、性的マイノリティといった人々への配慮が足りていないのではないかと。	③	いただいたご意見を参考にしながら、取組を進めていきます。
27	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	10	取組方向2-②	・「②さまざまな主体による人権のまちづくりの促進」の本文中に、④に記載されている人々を統合して示すべきではないかと。「高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもり、性的マイノリティ等の」としてはどうか(②の3行目の記述)。	①	ご意見をふまえ、②の2行目の記載を「『障がい者差別解消法』、『ヘイトスピーチ解消法』、『部落差別解消推進法』や、高齢者、生活困窮者、ひきこもり、性的指向・性自認等の今日的な人権課題…」と修正します。
28	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	10	取組方向3	・ユニバーサルデザインの考え方が浸透していないのは、震災時に障がい者の避難を助けることができないような靴を履いている女性職員がいるからではないかと。	②	ユニバーサルデザインの考え方が職員にも浸透するよう、普及・啓発を行っていきます。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
29	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	11	取組方向3-③	・ユニバーサルデザインにより、「さまざまな施設が、全ての人に使いやすいものになる」ことはないのではないか。改正健康増進法により喫煙者を排除したが、高齢者や障がい者にも喫煙者がいることをわかっていないのではないか。また、啓発や研修の機会では、休憩時間の設定が甘く、女性や高齢者で頻尿な人に中座させていた。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
30	人権施策201 人権啓発の推進	12~15	取組方向全般	・人権講演会等への参加者数を増やすことだけを目的にする場合、人権を銘打って著名の方を講師に招くだけで達成されるが、県民意識にみられる差別意識を是正するためには、その意識を掘り起こす作業をしない限り、改善されない状況を招き、差別が引き起こされるのではないか。住民主体、あるいは住民参加の先進的な取組を進めている伊賀市の取組を県内各所に拡充させていくために、市町とさらに啓発事業等で連携・協働し、参加者を増やすしくみを定着させていく内容が、取組の方向として必要である。	①	ご意見をふまえ、取組方向「2. さまざまな主体との共同による啓発活動の推進」「①さまざまな主体と連携した啓発の実施」の内容を、「さまざまな主体の特色を生かし、連携・協働して啓発を行います。また、市町と連携し、より多くの県民の参加を促進するよう取り組みます。」と修正します。
31	人権施策201 人権啓発の推進	12~15	全般	・人権条例に部落差別やヘイトスピーチ解消の視点が位置づいていない市町がある。法の具現化に向け、県は人権条例に基づき、すべての市町で統一した取組を推進するためのしくみや方向性を明記すべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「4 啓発活動を担う人材の養成」の「①地域において啓発活動を担う人材の養成」の内容を、「県内すべての市町で、法令の趣旨や地域の実情に応じた啓発活動を促進するため、行政機関や企業・団体等におけるトップや幹部職員、人権啓発担当者等に対して研修等を実施し、人権問題や施策に関する知識や理解を一層深められるよう支援します。また、各地域防災総合事務所・活性化局での啓発活動を市町と連携して取り組みます。」と修正します。
32	人権施策201 人権啓発の推進	12~15	全般	・県内の市が導入している同性パートナー証明や本人通知制度、モニタリングの取組を県下に拡充するよう方向性に位置づけるべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「4 啓発活動を担う人材の養成」の「① 地域において啓発活動を担う人材の養成」において、「人権問題や施策に関する知識や理解を一層深められるよう支援します。」と修正します。
33	人権施策201 人権啓発の推進	13~15	取組方向全般	・県民啓発の講演会等を平日の昼間に開催することがまだまだ多い状況だが、どのような属性の方の参加を見込まれているのか。結果的に「県民に仕事を休み、収入を減らしてまで参加せよ」という状況が未だ続いている。15年、人権に関わる仕事に携わっているが、どの部課・庁舎が何をどのように工夫され、県民参加を増やそうとしているのか、まだまだ見えてこない。差別解消法を具現化するためにも真剣に取り組んでもらえるよう取組の方向に位置づけるべきではないか。	③	ご意見をふまえ、より効果的な研修会・講演会となるよう、開催時刻等の工夫を検討していきます。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
34	人権施策201 人権啓発の推進	13	現状と課題	・三重県は、各種媒体を効果的に組み合わせたことは一度もないのではないか。速報性や即時性が求められるSNSにおいて、観光情報等のほかの情報によって人権啓発事業の情報が埋没してしまっているのではないか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
35	人権施策201 人権啓発の推進	14	取組方向1-⑤	・三重県は「差別をなくす強調月間」及び「人権週間」に重点的な啓発活動を行わなかったのではないかと。三重県のホームページのトップページでは、強調月間中でさえもほかのキャンペーン等であった。	③	いただいたご意見を参考にしながら、取組を進めていきます。
36	人権施策202 人権教育の推進	16~20	全般	・29市町のなかで、人権という文言を使用しつつも、差別の解消に向けた取組が不十分な教育行政がとりわけ「町」に多い現状にある。差別解消法が施行されて以降も、「町」の取組の何が変わったのか、注視していてもわからない状況である。差別解消法がめざす「部落差別」「障害者差別」「外国人差別」の問題について、県が最低限、市町教育委員会で取り組んでほしいポスターを明確にし、濃淡はあれど、すべての市町で統一した取組を推進するためのしくみや方向性を明記すべきではないか。	②	「行動プラン」では人権施策202「人権教育の推進」における「4取組方向」として「総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践」「子どもの主体的な人権学習の促進」を明記しています。これらが県内すべての小中学校で取り組まれるよう、県教育委員会は市町等教育委員会と連携しています。具体的には、法律や条例等で教育として取り組むこととされている個別的人権問題が人権教育カリキュラムに位置付けられるよう、学校に対して助言するとともに、学習展開例を記載した指導資料を作成し、研修等を通じて活用を促進しています。
37	人権施策202 人権教育の推進	18	現状と課題	・三重県は、教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いを大切にしている学校づくりを進めたことなどは一度も無いのではないかと。校長や教頭が非正規職員の存在や思いを大切にできていないのではないかと。	③	いただいたご意見を参考にしながら、今後も、一人ひとりの存在や思いを大切にする学校づくりを進めていきます。
38	人権施策202 人権教育の推進	18	現状と課題	・三重県は、人権尊重の地域づくりに取り組んだことなど一度も無いのではないかと。学校・家庭・地域の連携と言っている、保護者のみの意見を最優先させてきたのではないかと。	③	県では、学校、家庭、地域等が連携するネットワークの活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携し、子どもの人権意識や自尊感情の向上を図る人権尊重の地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。
39	人権施策202 人権教育の推進	19	取組方向3-①	・保護者啓発の記述が弱すぎるのではないかと。人権教育の必要性を働きかけてきて現状にあるにも関わらず、取組の検証もしないまま、同じことを進めて事が前進するとは思えない。PTA組織に人権教育に取り組む部会の設置を100%にするよう、小中・県立すべてで取り組む方向性を示すべきではないかと。	③	PTAにおける取組については、学校や地域の実情等に応じて判断し進めることが有効であると考えています。人権教育を進めるに当たっては、家庭との共通理解を図り、PTAと連携するよう、学校に対し働きかけていきます。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
40	人権施策202 人権教育の推進	19	取組方向3-③	・公正採用選考を行ってもいない三重県が、県内事業主に対して研修会を実施するべきではない。また、ハラスメントについて、企業等に普及啓発する前に、まず三重県自身がハラスメントをやめるべきではないか。	⑤	県においても、公正な採用選考や職員が安心して働ける職場環境の整備を進めているところです。
41	人権施策202 人権教育の推進	20	取組方向5-①	・三重県は人権教育のリーダーを育成してはいないのではないか。	⑤	県では、教職員をはじめとする教育関係者に研修等を行い、学校における人権教育の推進とさまざまな主体との連携を図ることができる人材を育成するとともに、その活用を図ります。
42	人権施策301 相談体制の充実	21~23	全般	・三重県に必要なのは、相談機関の一層の周知では無く、相談機関による適切な相談である。相談機関の相談員がたらい回しにしたり、相談内容の分析(検討)が行われていない現状があり、適切な相談がなされていないのではないか。これでは相談者が抱える問題の解決を支援してはいない。総合窓口を設けるよう検討を開始するべきではないか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
43	人権施策301 相談体制の充実	22~23	取組方向1	・相談機関によるアウトリーチを位置づけるべきではないか。待っても差別被害や人権侵害を被った人は相談機関に行けていない。調査結果で明らかである。	③	アウトリーチ等の様々な形態による相談については、取組方向2-②において記載しています。今後も、「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、相談者が利用しやすい体制の整備を図っていきます。
44	人権施策301 相談体制の充実	22	現状と課題	・「自分の人権が侵害されたと感じた割合」が少なすぎるのではないか。侵害されているのに侵害されたと感じていない三重県民が多いからではないか。県民の感度が低いので、感度を上げる取組を行うべきではないか。	⑤	今後も、人権意識の高揚のための施策と相談機関のきめ細かい周知などの人権擁護と救済のための施策に取り組んでいきます。
45	人権施策301 相談体制の充実	22	現状と課題	・最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じた理由について、「国籍・人種・民族」の割合が少ないのではないか。	⑤	ご指摘の箇所は、2019(令和元)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の調査結果の速報値を記載しています。
46	人権施策301 相談体制の充実	22	現状と課題	・「人権問題に関する三重県民意識調査」の人権侵害された理由について、選択肢に「非正規」、「無業者」、「氷河期」、「未婚者」、「不妊」、「慢性疾患」といった項目はなぜないのか。ハラスメントの理由として考えられるすべての項目を入れ、正確性を高めるべきではないか。	⑤	「人権問題に関する三重県民意識調査」の当該設問では、選択肢に「その他」の自由記載欄を設けています。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
47	人権施策302 さまざまな人権 侵害への対応	25	取組方 向1-②	・三重県は当該事象発生の原因・背景等を分析・検討することは無い のではないかと。また、今後の対応策を検討・協議することも無いので はないか。	⑤	差別事象・人権侵害が発生した場合、国、県、市町、関係機関が連携し ながら、迅速かつ的確な通報体制を整えるとともに、差別事象・人権侵害 の発生に係る現場における的確な取組と、当該事象発生の原因、背景等 を分析・検討し、今後の対応策を協議・検討を今後も行っていきたいと考 えています。
48	人権施策302 さまざまな人権 侵害への対応	26	取組方 向1-① ②	・差別事件が発生した際、事件を起こした個人や組織への調査を実 施する必要性について条例等で根拠をつくらないと開き直られた場 合、県は何もできなくなる。条例改正か新設を含め、解決に導く前提 の事実確認や意識の是正に向けた取組に法的な根拠を位置づける べきである。	③	差別にかかる人権侵害については、今後、県としての対応指針を策定 し、関係機関との連携により取組を進めていきたいと考えています。
49	人権施策302 さまざまな人権 侵害への対応	26	取組方 向1-⑤	・三重県は、いじめ等の未然防止や早期発見に努めることはできな いのではないかと。スクールカウンセラーが、教職員や児童生徒と向き 合う時間が確保されていないのではないかと。児童生徒の実態把握 も、心のケアや支援も、置き去りにし続けてきたのではないかと。	⑤	学校に、臨床心理等の専門的知識をもったスクールカウンセラーを配置 し、教育相談活動等を行う中で、いじめ等の未然防止や早期発見に努め ていきたいと考えています。
50	人権施策401 同和問題	29~30	現状と 課題	・結婚差別、ネット上の部落情報をもとにした結婚差別が生じている ことを明記すべきではないかと。「部落差別はない」という意識の県民 がつくられ、マイノリティは傷つけられている。マジョリティの尺度で、 マイノリティの傷を軽視してはならないし、3次においても差別はない という県民がつくられてしまったことを4次で克服できるように明記す べきである。	①	ご意見をふまえ、「3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題」の 3段落めに「インターネット上に特定の地域を同和地区として書きこまれた 情報が、結婚等の差別につながる事案も発生していることから、必要な法 制度の整備を求めるとともに、モニタリングを実施し、早期発見による早期 の拡大防止や削除要請につなげる取組や、未然防止を目的とした教育、 啓発活動の推進が必要となっています。」と記載します。
51	人権施策401 同和問題	29~31	現状と 課題	・実態調査の実施とまで明記しなくとも、差別の現状把握に向けた取 組は位置づけてください。	①	ご意見をふまえ、「3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題」の 最終段落を、「今後は、これまでの取組の成果を継承・発展させながら、 『部落差別解消推進法』の趣旨や、地域の実情をふまえ、国、県、市町、 関係機関等さまざまな主体が一層連携し、同和問題に関する差別意識の 解消に向けた啓発・教育、相談体制の充実にかかる取組を進める必要が あります。」と修正します。
52	人権施策401 同和問題	30~32	取組方 向全般	・部落差別解消推進法を受け、より効果的な取組につなげていくため の県条例の新設あるいは改定を盛り込むべきである。男女法を受け 男女条例を制定されているので、法施行から3年以上経過しており、 ずいぶん遅れている。条例設置や差別ガイドラインの策定を位置づ けるべきである。	③	同和問題の解決に向けた取組については、実情に応じた必要な施策を 引き続き講じていきます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせて いただきます。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
53	人権施策401 同和問題	全般	全般	・本計画と同時進行で、多文化共生の県の個別計画のパブコメが行われているので、同和問題に個別計画がないのは矛盾しているのではないかと。男女や子ども、障害等があるので、同和問題に関する個別計画の策定に言及するべきである。	③	同和問題の解決に向けた取組については、実情に応じた必要な施策を引き続き講じていきます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
54	人権施策401 同和問題	28~32	取組方向2-②	・第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランでは、「学校、家庭、地域が連携して、子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るための取組をすすめます。」と記述があった。学校、保護者、地域等、子どもに関わるおとなみんなで、取組をすすめていくことが重要であるため、保護者、地域の視点も削除すべきではない。	②	ご指摘いただいた「学校、家庭、地域の連携」につきましては、取組方向「2. 同和問題の解決に向けた教育の推進」の中の「②学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実」に記載しているため、こちらからは記載を削除しました。ご理解ください。
55	人権施策402 子ども	34	国内外の状況	・東京都目黒区の虐待死事件について、「女児」ではなく「児童」と表記すべきである。行政が児童の性別を明記する必要性はないのではないかと。	①	ご指摘をふまえ、「児童」という表記に修正します。
56	人権施策402 子ども	34~36	現状と課題 取組方向3-②	・三重県が「いじめに悩んでいる子どもたちに適切に対応してきました」というのは嘘ではないかと。被害者の心情を無視し、加害者側の謝罪を受け入れろと無理強いをし続けてきたのではないかと。被害者のいじめ不登校状態は何も解消されず、加害者側の権利だけが守られているのではないかと。また、いじめの早期対応ができなかったし、加害生徒については、いじめ不登校であることを理由に通常授業を受けさせているのではないかと。	⑤	いじめに対する取組については、いじめ実態調査等をもとに現状を把握し、早期に対応し、被害児童生徒のケアとともに加害児童生徒への適切な指導及び支援を行い、再発防止等を行いたいと考えています。
57	人権施策402 子ども	36	取組方向2-③	・子ども一人ひとりに応じた支援が図られるのは当然だが、ゆきすぎた個別支援や早期発見は、障害者探しにつながりかねず、子どもたち同士のつながりを分断することにもなりかねないのではないかと。安易なレッテルを貼ることのないような取組が必要である。	②	2004(平成16)年に発達障害者支援法が制定され、発達障がい児の早期発見、早期支援が提唱されています。県では、不登校や暴力などの二次的な問題行動を予防するためにも、低年齢での適切な対応が重要であると考えています。「CLMと個別の指導計画」のマニュアルの作成や技術的な指導、専門人材の育成により支援が適切に行われるよう取組を進めていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
58	人権施策402 子ども 人権施策403 女性	36 40	取組方向3-③ 取組方向3-⑤	・「思春期から性に関する正しい知識の普及等を行い、児童虐待の未然防止を図ります」とあるが、今大きな社会問題ともなっている「子どもの虐待(死)」の背景にある「望まない妊娠」を「思春期から性に関する正しい知識の普及等によって未然に防止」することを意味するのであれば、「思春期から性に関する正しい知識の普及等を行う」と「児童虐待の未然防止を図ること」の因果関係を説明した記述が必要ではないかと。子どもの人権の保障や命を尊ぶ心を育てることをめざすという趣旨であるならば、41ページの⑤に入れるべき内容である。	①	ご意見をふまえ、36ページの記述について、取組方向3③の本文2行目の「また、」以降を、「思春期から性に関する正しい知識の普及等を行うとともに、計画していない妊娠等悩みを抱える若年層が相談しやすい体制整備を進め児童虐待の未然防止を図ります。」と変更します。 また、41ページの記述については、取組方向3⑤の本文の文頭に、「子どもたちを含めた若い世代から自らのライフデザインを考える基盤ができるよう」と追記します。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
59	人権施策403 女性	38	人権施策基本方針におけるめざす姿	・性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透したならば、女性に対するあらゆる暴力のみならず、男性に対するあらゆる暴力も根絶されるはずである。なぜ女性のみが暴力から守られなければならないのか。きちんと男性に対する暴力を根絶することも目指したらどうか。性別を限定せずに、「あらゆる暴力」に変えてはどうか。また、最後の部分についても、「誰もが暴力から守られています」に変えてはどうか。	③	いただいたご意見は、次期人権施策基本方針策定の際の参考とさせていただきます。
60	人権施策404 障がい者	60	国内外の状況	・2014年に国が障害者の権利の条約に批准をしたことから、さまざまな国内法の整備や合理的配慮、インクルーシブ教育の理念のひろがりが見られる。施策全体を通じて、障がいのある人となない人というわけられたなかでの取組の記述が目立つが、「共に生き、共に育つ」ことがまずは大前提であり、そのことが障害者の権利条約の理念であるため、この条約の記載がないのは不自然である。	①	ご意見をふまえ、「2 国内外の状況」の冒頭に、「国は、2011(平成23)年に『障害者基本法』を改正するとともに、2012(平成24)年に『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』を、2013(平成25)年に『障害者差別解消法(2016(平成28)年施行)』をそれぞれ成立させ、2014(平成26)年に『障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)』を批准しました。」と追記します。
61	人権施策404 障がい者	44~45	現状と課題	・三重県は、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい三重県づくり条例の普及啓発に努めていないのではないかと。三重県自身が条例をつくる会からの抗議を受けている。障がい者雇用算定誤りも、障がい者雇用率未達成もあった。障がい者雇用緊急対策チーム会議についても、問題発覚時の年度にしか招集していない。	③	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および「障害者差別解消法」の趣旨についての普及啓発に、障がい当事者の方々や関係機関等と連携して取り組んでいきます。いただきましたご意見を今後の参考とさせていただきます。 県教育委員会では、本年3月に策定した「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」に基づき、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、教員の雇用拡充に向けた取組を進めているところです。 推進方策の実施状況については、毎年度検証を行い、次年度以降の取組に活かしていくこととしており、検証にあたっては、障がい当事者や、三重労働局などの関係機関の協力を得ていきたいと考えています。
62	人権施策404 障がい者	45	取組方向1-①	・差別の解消に関し、福祉部局が差別解消法を具現化するための県民・事業所等への啓発(講演会や研修会の実施、啓発媒体の作成等々)に積極的に取り組むことを明記すべきである。	①	ご意見をふまえ、取組方向「1 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進」「① 障がいのある人に対する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進」の内容を、「障がいのある人に対する理解および社会的障壁の除去の重要性に対する理解や障がいのある人自らの権利等、障がいのある人の人権についての理解を促進するとともに障がいを理由とする差別の解消を図るため、市町や関係団体と連携し、各種広報や、広く一般県民や事業者等を対象とした啓発イベント等の実施、地域の集会に向いての説明等、さまざまな機会を利用して、県民意識の向上を図るための普及・啓発活動を進めます。」と修正します。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
63	人権施策404 障がい者	47	取組方向5-②	・特別支援学校のキャリア教育の推進については、障がい者の人権施策では無いのではないか。教職員が企業で通用するだけのしないだのというのは、障がい者への心理的虐待ではないか。キャリア教育の推進は、障がい者の人権のためには行われておらず、完全にお金のために行われているのではないか。障がい者の保護者の希望に沿わせるためなら、障がい者本人が何を希望しようと思わないのか。こんな状況でまだキャリア教育を人権施策に含めるのか。	⑤	県では、特別支援学校のキャリア教育を人権施策の一つとして位置付けています。
64	人権施策406 外国人	55~56	現状と課題	・三重県はヘイトスピーチが許されないものであることを周知するなどの啓発を行ってはいないのではないか。取組方向への記載についても、「必要な取組についての研究を行い、その上で、必要な措置を行います。」とすべきである。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
65	人権施策406 外国人	56	取組方向2-⑥	・「ヘイトスピーチ解消法」の施行後、東京都や複数の自治体において、条例が制定された。県内においては、インターネット上でのヘイトスピーチが絶えない状況が続いている。本県も条例化に向けて、取組を進めるべきである。	③	県は、「ヘイトスピーチ解消法」をふまえ、外国人差別を解消する取組を通じて、ヘイトスピーチは許されない行為であるという意識の醸成に努めているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
66	人権施策406 外国人	57	取組方向3-②	・県内在住の外国につながる児童生徒が、母語をはじめとする自国の文化や習慣、価値観などを大切にでき、学ぶ権利、選ぶ権利が保障されるよう、県としての教育支援施策を充実させるべきではないか。 ・とりわけ外国人学校に通う県内在住の児童生徒の学ぶ権利が保障されるよう財政支援を行うべきである。	③	県教育委員会としては、外国人児童生徒等に対する支援体制の充実が重要であると認識しています。そのため、教育ビジョンにおいて、外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣等による日本語指導、指導体制の充実を努めています。また、外国人児童生徒及び保護者が、学校制度や職業について理解を深め、児童生徒が希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりすることができるよう、地元企業やNPO法人等と連携し、進路セミナー等を開催するとともに、多言語によるガイドブック等を活用して進路等に係る情報提供を進めること等も記載しています。 外国人学校に通う県内在住の児童生徒の学ぶ権利の保障については、いただいたご意見を参考にしながら取組を進めていきます。
67	人権施策407 患者等	59	現状と課題	・三重県は、患者への偏見や差別の解消を図っていないのではないか。患者の安心した生活を脅かさないように取組を推進すべきではないか。	⑤	県では、病気に関する正しい知識の普及啓発が、患者への偏見や差別の解消につながると考えており、HIV感染症・エイズ、ハンセン病、難病等について、関係機関等とも連携・協力しながら、普及啓発活動に取り組んでいるところです。また、医療従事者に対しても、それぞれの立場や時事に合った人権研修などを実施しています。 今後もこれらの取組を進めていくことにより、患者への偏見や差別の解消に努めます。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
68	人権施策407 患者等	60	取組方向2	・生活習慣病と混同される遺伝性疾患に対する正しい知識の普及・啓発活動についても追記してはどうか。	②	難病等(遺伝性疾患)については、引き続き難病相談支援センターを通して正しい知識の普及・啓発に努めます。
69	人権施策408 犯罪被害者等	64	取組方向3-①	・三重県は、不用意な言葉から大きな精神的ダメージを受けることを全くわかっていないのではないかと。県も市町も、相談窓口でハラスメントの二次被害を受け続ける状況がある。	⑤	相談員の資質向上については、「人権施策301 相談体制の充実」において取り組むこととしています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
70	人権施策409 インターネット	66	データに見る現状	・インターネット上での人権侵害について、通報率が低すぎるのではないかと。許せない人権侵害については、積極的に抗議し、積極的に通報するよう、人権侵害に対する正しい対処法などの正しい知識の啓発を行うべきである。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
71	人権施策409 インターネット	68	取組方向1-①	・差別事象・人権侵害の状況把握について、早期発見・把握などの取組を「市町と連携・協働し進める」と明記すべきである。	①	取組方向1「①インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握」の2行目からの記載について、「モニタリングを継続するとともに、市町との連携・協働を進めてインターネット上の人権侵害の状況を共有することにより、取組の拡充及び拡散防止に努めます。」と修正します。
72	人権施策409 インターネット	68	取組方向1-②	・法務局への削除要請の取組の強化についても明記すべきである。通達が出たことを活かしていく旨を明記すべきである。	①	ご意見をふまえ、「2 国内外の状況」に、「法務省は、2018(平成30)年12月に『インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)』(以下、『依命通知』)を発出し、『同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである』と示しました。」を追記します。また、「3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題発見」において、「発見した書き込みに対しては、「依命通知」を参考にしつつ、関係機関や人権擁護機関へ連絡し、」と修正します。
73	人権施策410 さまざまな人権課題(性的指向・性自認)	73	国内外の状況	・さまざまな人権のなかに、性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)についての記述があるが、人権施策410に包括するのではなく、人権施策411にする等、あらためて項をおこす必要があるのではないかと。	③	第四次行動プランは、2015(平成27)年に改定した「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」に基づいて、策定しています。いただいたご意見は、次期「人権施策基本方針」改定の際の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
74	人権施策410 さまざまな人権 課題(災害と人 権)	74~75	現状と 課題	・災害と人権については、三重県は防災の日常化を進めていると言 いながらできていないのではないか。まずは、足元から防災の日常 化をしてはどうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
75	人権施策410 さまざまな人権 課題(自殺未遂 者、自死遺族 等)	76	取組方 向1-②	・三重県では、自殺予防月間においても、他の事業より周知が弱い のではないか。「人間の命よりも大切なものは無い」と言っているの に、その状況では矛盾しているのではないか。	②	自殺予防週間(9月10日から1週間)及び自殺対策強化月間(3月)に合 わせて、県内各地で街頭啓発や県民公開講座を行い、ストレスやうつなど メンタルヘルスに関する正しい知識の啓発に努めています。また、ホーム ページや関係機関の窓口でのリーフレット配布などを通じ、各種相談窓口 の周知に努めております。今後も引き続き、自殺に関する正しい知識の普 及や、相談窓口の周知に取り組みます。
76	人権施策410 さまざまな人権 課題(性的指 向・性自認)	76	取組方 向1-③	・三重県が、男女のみの性の区分を前提とした社会生活上の制約を 受けさせているのに、解消に向けとはどうか。三重県は、既婚者の観 点や保護者の観点のみを最重要視し続けてきた今までの取組を見 直した上で、現状を改めることから始めてはどうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
77	人権施策410 さまざまな人権 課題(貧困等に 係る人権課題)	76	取組方 向1-④	・三重県は生活困窮者の自立への支援が早期に円滑に行われるよ う取り組むことは無いのではないか。生活困窮に至りかけている場 合には、まだ早いと斬り捨て、生活困窮に至った場合には、もう遅い と斬り捨てているのではないかと。児童虐待死については目黒の事例 を挙げているが、隠れた貧困については元・農林水産事務次官の事 例を挙げていない。親族がお金を持っている場合には、本人がどれ だけ貧困であろうとも取り残すのではないかと。未婚中高年なら無嗣断 絶となり、貧困の連鎖が起こることがないために、「など」と扱ってい るのではないかと。	⑤	生活困窮者の自立への支援については、法令等に基づいて行うこととし ています。目黒区での児童虐待死事件については、国・自治体・関係機関 が一体となって取り組む契機となったことから記載しています。
78	人権施策410 さまざまな人権 課題(貧困等に 係る人権課題)	76	取組方 向2	・ここにも【生活困窮者】・【ホームレス】・【ひきこもり】を入れてはどうか。	①	ご指摘いただいたことをふまえ、【貧困等に係る人権課題】・【ホームレ ス】・【ひきこもり】についても記載します。

番号	該当箇所	ページ※	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
79	人権施策410 さまざまな人権 課題(性的指 向・性自認)	77	脚注	<ul style="list-style-type: none"> ・クエスチョニングは「LGBTQ」とは表記しないので、「LGBT」は消して「Q」としたほうがよい。また、「Q」はクエスチョニングだけでなく、Queer(クィア:セクシュアルマイノリティの総称でもある)もあるため、なおさら「LGBTQ」とまとめないほうがよい。 ・Q:クエスチョニングは自身の性自認や性的指向が定まっていないもしくは意図的に定めていないセクシュアリティを、X:エックスジェンダーは男性でも女性でもない性自認を持つ人、A:アセクシュアルは他者に対して恋愛感情も性的欲求も抱かない人をさす。 	①	ご意見をふまえ、脚注の中の「LGBTQ」を「Q」に、「LGBTX」を「X」に、「LGBT A」を「A」にそれぞれ修正しました。脚注の中の「Q:クエスチョニング」、「X:エックスジェンダー」、「A:アセクシュアル」に係る説明をそれぞれ修正します。
80	第3章計画の推 進	78	取組方 向1	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県は、人権尊重の視点に立った行政を推進しないのではないか。また、官製非正規差別然り、障がい者雇用率問題然り、既婚者優遇と性的マイノリティ不遇の両立然り、人権尊重の視点に立っていないのではないか。 	⑤	県は、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進することとしています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。